

# 特認校制度Q&A

## Q1. 特認校制度って？

児童の通学する学校は、通常は教育委員会が定めた通学区域により指定しています。特認校制度とは、従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、市内のどこからでも就学を認めるものです。

## Q2. なぜ今、特認校制度なの？

今、市内小学校では児童数の減少により、一部の学校を除き多くの学校で小規模化が進んでいます。特に、児童数の減少が著しい地域の学校においては、従来の通学区域制度の下では児童数の増加は望めないこととなります。

そこで、甲賀市においては児童数のきわめて少ない学校を「特認校」に指定し、学校の特色を生かした魅力ある教育活動のなかで「児童を学ばせたい」「学びたい」という保護者・児童に対して、通学区域に関係なく、学区外（市内全域）からの就学を一定条件のもとに認めることで、それらの学校の活性化を図り、児童が互いに切磋琢磨して高めあえる教育環境づくりをめざそうとするものです。

## Q3. 特認校制度では、どの学校も自由に選べるの？

甲南第三小学校・朝宮小学校・多羅尾小学校の中から選択していただきます。

## Q4. 特認校制度への入学対象は、新1年生のみ？

現1年生から5年生までの児童についても就学の対象となります。

## Q5. 「通学は保護者の責任において行うこと」とは？

通学については、就学児童の安心・安全を考慮し、保護者の責任において行っていただきます。自家用車での送迎や公共交通機関を利用した通学となります。

## Q6. 特認校への就学手続きはどうするの？

- ①就学希望校を十分ご理解いただくために、事前の学校見学が必要となります。
- ②希望校へ前もって電話で見学の申し込みを行い、学校見学の日時を決定してください。
- ③学校見学当日は児童同伴でご来校いただき、校長との話し合いを行ってください。
- ④見学の後、就学を希望される場合は、「特認校就学申請書」を当該特認校、または市教育委員会学校教育課へ提出いただきます。
- ⑤申請書を出された後、各特認校において、校長の面接を受けていただきます。

**☆まずは各校へお気軽にご相談のお電話をしてください。**

## Q7. 特認校制度による入（転）学後に学校を変えることはできないの？

原則として、入（転）学が決定した学校には、1年以上の通年通学をしていただきます。

## Q8. 在籍中に学校が再編された場合はどうするの？

在籍校が再編された時は、現在の就学を取り消し、その後の就学校についてはご相談の上、対応させていただきます。